

保険料の軽減制度（申請手続きは不要です）

① 所得の低い方の均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

！ 軽減判定の対象となる方の所得情報がない場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

■ 軽減判定所得基準

軽減判定所得基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)*以下の場合	7割軽減	13,140円／年
43万円+(30.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)*以下の場合	5割軽減	21,900円／年
43万円+(56万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)*以下の場合	2割軽減	35,040円／年

※世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

- 給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。
- 65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入が125万円を超える。
- 65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

均等割額の軽減を判定する際の注意事項

- 65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

公的年金等に係る雑所得の金額(公的年金収入額 - 公的年金等控除額) - 特別控除15万円

- 軽減判定の基準日は毎年4月1日です。
(年度途中で新たに被保険者となった場合は、その日となります。)
- 専従者控除を受けている場合は、専従者控除前の金額で判定します。
(専従者給与を受けている場合、専従者給与は判定の対象になりません。)
- 土地譲渡所得等の特別控除がある場合、特別控除前の金額で判定します。
(所得割額計算の際は土地譲渡所得等の特別控除後の金額で算定します。)
- 繰越純損失額は、均等割額の軽減判定の控除対象となります。
(所得割額計算の際も控除対象となります。)
- 繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定のみ控除対象となります。

② 会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方の「**均等割額**」は、加入した月から2年間のみ**5割軽減**されます。「**所得割額**」は**かかりません**。

※国民健康保険および国民健康保険組合の被保険者であった方は対象になりません。

※「①所得の低い方の均等割額の軽減」に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。

